

株式会社ニワンゴ

代表取締役 杉本 誠司 様

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号ヒューリック博多ビル7階
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔平
TEL 092-517-4289 / FAX 092-215-1202

ニコニコアプリ利用規約等に関する申入書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構は、貴社が 2013 年 12 月 16 日現在使用されている「ニコニコアプリ利用規約 (URL: <http://app.nicovideo.jp/agreement>, 以下「本件アプリ規約」といいます。))」及び「ニコニコ動画利用規約」 (URL: <https://secure.nicovideo.jp/secure/rule>, 以下「本件動画規約」といいます。)) 等の条項を検討した結果、それらの内容の一部につき不明な点があることに加え、消費者契約法等に抵触するか又はその趣旨に照らし疑義の生じる点がありましたので、貴社に対し、下記のとおり申入れを行います。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2014 年 1 月 31 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたします。また、本申入れの対象とする事項以外の点について正当であることを意味するものではありませんので、その点も含めご承知おきください。

敬具

記

1. 本件アプリ規約第 2 条 (1) (コンテンツプロバイダー) 及び第 7 条第 1 項, 第 2 項 (免責事項) 等について

① 申入れの趣旨

本件アプリ規約第 2 条 (1) 「アプリケーション等は、コンテンツプロバイダーの責任で提供、運営されているものであり、運営会社は一切の責任を負わず、何らの保証を行いません。」、第 7 条第 1 項 「利用者が本サービスを利用する場合、運営会社は本サービスに掲載される全ての情報、アプリケーション等、その他のコンテンツについて、その正確性、合法性、道徳性、最新性、適法性などについて保証することができません。」及び同条第 2 項 「また、運営会社は、アプリケーション等の利用に際し、利用者アカウントにおいて取得したアイテムその他のデータについて一切保証することができません。」、並びに本件動画規約第 4 条第 1 項 「免責事項 利用者が「ニコニコ動画」を利用する場合、運営会社は「ニコニコ動画」に

掲載される情報の正確性、合法性、道徳性、最新性、適切性などについて保証することはできません。」を削除することを求めます。

②申入れの理由

本件アプリ規約第2条第1項及び第7条第1項並びに本件動画規約第4条第1項により、本サービスで提供されるニコニコ動画を含む各種アプリケーション等、本サービスに掲載される全ての情報、その他のコンテンツについて、あるいはアプリケーション等の利用に際し、消費者が取得するアイテムその他のデータについて、貴社はその正確性、合法性、道徳性、最新性、適法性等について一切保証することはないと定められているところ、たとえ貴社のようにプラットフォーム事業者としてニコニコアプリの提供を行い、各コンテンツプロバイダーから各種アプリケーション等の提供がなされているという状況であったとしても、貴社の提供しているプラットフォーム上で提供される各種アプリケーションの内容につき、少なくとも合法（適法）性、道徳性については、貴社が独自に検証・確認することが可能なはずであり、いかなる場合にも一切の責任を負わないことにはなりません。

しかし、上記各条項を文字どおり解釈すれば、消費者が貴社は一切の責任を負わず、なんら保証しないものと誤解し、損害賠償請求権等の行使を断念するおそれがあります。このような上記各条項は、事業者である貴社の債務不履行又は不法行為により消費者に損害が発生した場合に、貴社の消費者に対する当該損害について一切の責任を免除するのと同様の効果を有するものと解さざるを得ず、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条同項第3号に該当するものとして無効であると考えます。

さらに、上記各条項は、民法等で保障されている債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を制限している点で、消費者に本来認められている権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害しており、消費者契約法第10条に該当するものとして無効であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

③その他

なお、念のため、各コンテンツプロバイダーの規約も確認しましたところ、こちらは一切責任を負わない旨の免責条項が設けられているものが多く、文字どおり解すれば、消費者との関係で責任を負う主体が全く存在しないこととなります。各コンテンツプロバイダーに第一次的責任があることを前提とする貴社の規約とも矛盾しており、大きな問題であると考えております。

各コンテンツプロバイダーと調整の上、責任を負う主体が明確になるよう改善を求めます。

2. 本件アプリ規約第4条（禁止事項）について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第4条に列挙された禁止事項のうち、以下の下線部で示した部分を削除するよう求めます。

- 「niconico」又は本サービスの運営を妨害する行為、運営会社が不適切であると判断する行為

●公序良俗、一般常識に反する行為

②申入れの理由

上記規約は、消費者契約法第10条に違反しているので、削除を求めます。

まず、上記規約は、禁止事項の内容が漠然に過ぎて、どのような行為が禁止事項と判断されるのか消費者に不明確です。

次に、禁止事項に該当する行為を利用者が行った場合に、アカウント登録の削除といった一方的な解除権が貴社に認められている（本件アプリ規約第5条）ことからすれば、禁止事項の内容が消費者に不明確であることは、実質的に無条件での解除権を貴社に認めたものと同視できます。これは、民法上の債務不履行に基づく解除と比較して、無催告での解除を可能にしている点で消費者の権利を制限するものです。また、貴社の提供するサービス内容に照らせば、利用者は、継続的な利用を前提としてユーザーアカウントを取得することが一般的と考えられることから、本件アプリ規約に基づき貴社と個々の利用者との間に形成される関係は、信義則の支配が妥当するものと評価できます。そうすると、このように漠然、不明確な禁止事項に反していることを理由として、貴社に実質的に無条件の解除権が認められることは、利用者の有する貴社サービスを継続利用するという利益を侵害している点で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえます。

申入れの趣旨に記載した禁止事項を削除したとしても、本件アプリ規約第4条には、他に複数の禁止事項が定められている上、「●その他上記に準じる行為」という包括的な禁止規定も設けられています。そうすると、これらの記載を禁止事項から削除しても、貴社に不利益はないと考えられます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

3. 本件アプリ規約第5条（運営会社の対応）第1項について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第5条第1項の記載を以下のとおり変更するよう求めます。

(7) 利用者による禁止事項に該当する行為を確認し、貴社がアカウント登録の削除を行う場合、利用者に事前に事実関係の確認を行った上で、その結果を通知するよう文言を改めることを求めます。

(1) また、同条項におけるアプリケーション等の利用の「停止」及び「中断」の定義を記載するなど、消費者にとりその意味が明確となるよう文言を改めることを求めます。

②申入れの理由

(7) 本件アプリ規約第5条第1項は、「利用者による禁止事項に該当する行為を確認した場合、運営会社は自己の判断により利用者に対する事前の告知なくアカウント登録の削除、アプリケーション等の利用の中断、停止を含めた対応を行います。」と定めています。

上記条項を文字通り解釈すれば、貴社が利用者に事前の告知を行うことなく、そのアカウントを削除するものと読み取れます。

しかし、事前の告知なくアカウントを削除されることは、利用者に不利益が大きく、そのような不利益が事実に基づかないままなされる危険もあります。そこで、アカウントの

削除を行うに先立ち、必ず利用者に事実関係の確認を行い、確認結果の報告を行うべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(イ) 次に、上記条項中の「アプリケーション等の利用の中断、停止」という記載は、「中断」と「停止」がそれぞれどのような内容で、どのような相違があるかについて、一般消費者に理解が困難であると考えられます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

4. 本件アプリ規約第5条（運営会社の対応）第2項について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第5条第2項を削除するよう求めます。

②申入れの理由

本件アプリ規約第5条第2項は、消費者契約法第10条に反していること及び、他の規約と重複しているので、削除するよう求めます。

(ア) まず、「アカウント登録の削除」とは、契約解除を意味すると考えられ、民法上、少なくとも利用者に債務不履行が認められることが必要です。しかるに、上記条項は、利用者が禁止事項に該当する行為を行ったか否かが明確でない場合でも、貴社に解除権を認めています。この点で、上記条項は、民法と比較して消費者の権利を制限しています。また、上記条項が、信義則に反して消費者の利益を一方的に制限していることは、前記2②で述べたとおりです。

したがって、本件アプリ規約第5条第2項のうち「アカウント登録の削除」に関する記載は、消費者契約法第10条に該当するものとして、無効であると考えます。

(イ) 次に、本件アプリ規約第5条第2項は、「任意の理由に基づき」、貴社が必要と判断した場合に「アプリケーション等の利用の中断、停止」を行うことを利用者が承諾する旨を定めています。

しかし、このような規定を設けずとも、利用者による不適切な行為は、前記のとおり包括的な条項を設けている本件アプリ規約第4条の禁止行為に概ね該当すると思われます。また、禁止行為以外のどのような行為等が「任意の理由」に該当するのか不透明であり、利用者に理解困難です。

したがって、本件アプリ規約第5条第2項のうち、「アプリケーション等の利用の中断、停止」に関する部分は、不必要であるだけでなく、却って消費者に本件アプリ規約の理解を困難にしています。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

5. 本件アプリ規約第5条第4項（禁止事項）について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第5条第4項を変更又は削除するよう求めます。また、同条同項第3号を削除するよう求めます。

②申入れの理由

(ア) 本件アプリ規約第5条第4項は、その内容が、同条第1項と類似しており、両項の違いが不明確です。仮に両項の内容が重複しているのであれば、重複部分の削除を求めます。両項の内容が、異なっているのであれば、その違いが明確になるように変更を求めます。

(イ) 本件アプリ規約第5条第4項第3号は、貴社が認めた場合、利用者に「事前の通知又は催告をすることなく」貴社が、「本サービスの提供の一部又は全部の停止、中断」を行うことに利用者が同意する旨を定めています。

上記条項を文字通り解釈すれば、貴社の一方的な債務不履行を利用者は承諾しなければならないものと読み取れます。しかし、事前の通知もなく、また貴社が認めさえすれば、貴社が利用者に対して負う本サービス提供債務を免除されることは、利用者にとって予見不能である上、任意の理由による債務の免除を貴社にのみ認めている点で、民法と比較して消費者の権利を制限しています。また、上記条項が、信義則に反して消費者の利益を一方的に制限していることは、前記2②で述べたとおりです。

したがって、本件アプリ規約第5条第4項第3号は、消費者契約法第10条に該当するものとして、無効であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

6. 本件アプリ規約第6条（サービスの変更等）について

①申入れの趣旨

(ア) 本件アプリ規約第6条について、サービスの「追加」「変更」「中断」「終了」の定義を記載するなど、消費者にとりその意味が明確となるよう文言を改めることを求めます。

(イ) サービスの「追加」「変更」「中断」「終了」が生じた場合に、かかる理由を利用者に開示する旨を規約に定めることを求めます。また、サービスの「追加」「変更」「終了」については、当該事由の生じる遅くとも6ヵ月前にはその理由を開示する旨を規約に定めることを求めます。

②申入れの理由

(ア) サービスの「追加」「変更」「中断」「終了」は、これらが行われた場合、サービスの内容が根本的に変わる可能性があり、そのサービスを受ける消費者にとっては極めて重大な行為であると考えられ、その定義を消費者にとり明確なものとしておくべきであると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(イ) サービスの「追加」「変更」「中断」「終了」が生じた場合にその理由を開示しているのであるならば、規約に理由を開示する旨の文言を追加し、消費者が速やかにサービスの「追加」「変更」「中断」「終了」の理由を確認できるようにすべきと考えます。また、サービスの「追加」「変更」「終了」が貴社の決定により行われ、消費者にとり極めて影響の大きい措置であることを鑑みれば、理由開示期間は遅くとも当該事由の生じる6ヵ月前であることが必要であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

7. 本件アプリ規約第7条第4項（免責事項）について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第7条第4項を削除するよう求めます。

②申入れの理由

本件アプリ規約第7条第4項は、以下の点において消費者契約法第8条及び同第10条に違反して無効であると考えられるため、削除を求めます。

まず、本件アプリ規約第7条第4項は、本サービスの利用等に関して、消費者が損害を被った場合であっても、「一切の責任を負わないもの」としています。しかし、消費者契約において、事業者の債務不履行あるいは不法行為により、消費者に損害が発生した場合には、事業者は民法第415条や民法第709条等により消費者に対して損害賠償責任を負うものであるところ、本件アプリ規約第7条第4項は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により、消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除する趣旨の規定であると解されます。

また、本件アプリ規約第7条第4項は、消費者は貴社に対して、いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に損害が発生した場合であっても、貴社が消費者から当該損害についての一切の法的主張や訴訟、その他の法的措置を受けることがないことを規定するものと解さざるを得ません。それゆえ、この規定は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除するのと同様の趣旨の規定であると考えられます。

したがって、本件アプリ規約第7条第4項は、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条同項第3号に該当するものとして、無効であると考えます。

さらに、本件アプリ規約第7条第4項は、本サービスの利用等に関して、消費者が損害を被った場合であっても、「一切の責任を負わないもの」として、貴社の債務不履行責任及び不法行為責任を免除させる点で、民法上消費者に認められた債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権を制限するものであるところ、本来消費者が有しているはずの損害賠償請求権について、一切の権利行使を認めないに等しいものといえます。これにより、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は貴社に対して一切の損害賠償を求めることができないこととなりますので、消費者の権利救済は、およそ不可能となります。

加えて、本件アプリ規約第7条第4項は、消費者は貴社に対して、いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、消費者に本来認められている債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権、法定解除権、あるいは裁判上又は裁判外の紛争解決手続を利用する権利に関し、これらの権利の事前放棄ないし不行使を規定するものと解さざるを得ません。この規定によれば、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は何らの法的救済も求めることができないこととなり、消費者の権利利益の救済は極めて困難とならざるを得ません。

したがって、本件アプリ規約第7条第4項は、本来消費者が有する権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害するものとして、消費者契約法第10条に該当し、無

効であると考えます。

仮に、貴社が、上記規定の解釈につき、一定の例外を許容する趣旨であったとしても、「いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わない」という文言からは、例外を許容する趣旨を読み取ることはできず、消費者はいかなる場合であっても貴社に対する損害賠償請求権や法定解除権の行使等が認められないものと考えて、かかる権利の行使等を断念するおそれがあります。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

8. 本件動画規約第4条第2項（免責事項）について

①申入れの趣旨

本件動画規約第4条第2項を削除するよう求めます。

②申入れの理由

本件動画規約第4条第2項は、以下の点において消費者契約法第8条及び同第10条に違反して無効であると考えられるため、削除を求めます。

まず、本件動画規約第4条第2項は、「ニコニコ動画」を利用したことなどによって、消費者が損害を被った場合であっても、「一切責任を負わないもの」としています。しかし、消費者契約において、事業者の債務不履行あるいは不法行為により、消費者に損害が発生した場合には、事業者は民法第415条や民法第709条等により消費者に対して損害賠償責任を負うものであるところ、本件動画規約第4条第2項は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により、消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除する趣旨の規定であると解されます。

また、本件動画規約第4条第2項は、消費者は貴社に対して、主張、訴訟、損害賠償の提起、その他全ての法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に損害が発生した場合であっても、貴社が消費者から当該損害についての一切の法的主張や訴訟、その他の法的措置を受けることがないことを規定するものと解さざるを得ません。それゆえ、この規定は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除するのと同様の趣旨の規定であると考えられます。

したがって、本件動画規約第4条第2項は、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条同項第3号に該当するものとして、無効であると考えます。

さらに、本件動画規約第4条第2項は、「ニコニコ動画」を利用したことなどによって、消費者が損害を被った場合であっても、「一切の責任を負わないもの」として、貴社の債務不履行責任及び不法行為責任を免除させる点で、民法上消費者に認められた債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権を制限するものであるところ、本来消費者が有しているはずの損害賠償請求権について、一切の権利行使を認めないに等しいものといえます。これにより、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は貴社に対して一切の損害賠償を求めることができないこととなりますので、消費者の権利救済はおよそ不可能となります。

加えて、本件動画規約第4条第2項は、消費者は貴社に対して、主張、訴訟、損害賠償の

提起、その他の全ての法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、消費者に本来認められている債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権、法定解除権、あるいは裁判上又は裁判外の紛争解決手続を利用する権利に関し、これらの権利の事前放棄ないし不行使を規定するものと解さざるを得ません。この規定によれば、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は何らの法的救済も求めることができないこととなり、消費者の権利利益の救済は極めて困難とならざるを得ません。

したがって、本件動画規約第4条第2項は、本来消費者が有する権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害するものとして、消費者契約法第10条に該当し、無効であると考えます。

仮に、貴社が、上記規定の解釈につき、一定の例外を許容する趣旨であったとしても、「主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の全ての法的措置を行わない」という文言からは、例外を許容する趣旨を読み取ることはできず、消費者はいかなる場合であっても貴社に対する損害賠償請求権や法定解除権の行使等が認められないものと考えて、かかる権利の行使等を断念するおそれがあります。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

9. 本件アプリ規約第8条（準拠法・管轄裁判所・言語）について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第8条の削除を求めます。

②申入れの理由

本件アプリ規約は、貴社の提供する「ニコニコアプリ」のサービス提供に関するものですが、本件アプリ規約第8条によれば、サービスを提供する事業者である貴社と、サービスの利用者である消費者との間の法的紛争については、東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所と定められ、その他の裁判所の管轄を排除する内容が定められていますが、以下のとおり、消費者契約法第10条により無効であると考えられます。

まず、本件アプリ規約第8条には、貴社が法的紛争と捉えているものが特定されておらず、貴社から消費者に対して訴訟提起を行う場合と消費者から貴社に対して訴訟提起を行う場合のいずれもが対象になると考えざるを得ません。

本来、貴社から消費者に対して訴訟提起がなされる場合のほか、消費者が貴社に対して損害賠償等を求めて訴訟提起をする場合も、被告である消費者は、消費者の住所地を管轄する最寄りの裁判所にて裁判を受けることができます（民事訴訟法第4条、第5条、民法第484条）が、本件アプリ規約第8条によってこれらが全て制限されることとなります。

加えて、本件アプリ規約第8条は地方裁判所のみ管轄を認めており、本来簡易裁判所の事物管轄とされる140万円以下の紛争も、地方裁判所での審理しか行うことができなくなることから、この点でも、より一層消費者の裁判を受ける権利は損なわれることとなります。

以上からすれば、本件アプリ規約第8条が民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合と比較して、消費者の権利を制限していることは明白というべきです。

さらに、全国に利用者を持つ貴社の事業規模に鑑みれば、法律や訴訟の理解度のほか、経済力や交渉力の点でも、消費者に対して圧倒的に優位な地位にあることは明かです。以上に加えて、貴社が日本全国にサービス展開していることを併せ考えると、日本全国の消費者から利益を得ながら、各消費者の住所地での紛争には一切応じない対応を行うことは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものというべきです。

この点、盛岡地方裁判所遠野支部平成17年6月24日付決定、松山地方裁判所西条支部平成18年4月14日付決定も、貴社と同様の専属的合意管轄条項について消費者契約法第10条により無効と判断しています。

以上より、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

10. 本件アプリ規約第9条（利用規約の変更）について

①申入れの趣旨

本件アプリ規約第9条について、削除の上、規約の変更において消費者の権利を一方的に害するおそれのないような相当な条項に改めるよう求めます。

②申入れの理由

本件アプリ規約第9条によれば、消費者は、貴社の判断により規約がどのように変更されたとしても、事前に変更されることは知らされない上、変更された時点での内容に同意しているものと擬制されるため、消費者の自由な意思がないままに無条件に変更後の規約内容に従わなければならないこととなります。本件アプリ規約第9条は、消費者が本来有する、契約内容について当事者の意思を反映させる権利を制限し、信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものであるといえますので、消費者契約法第10条に違反するものと考えます。

当機構としては、貴社が消費者にとり不利益となるような規約変更をする場合には、少なくとも

(ア) その変更内容を、相当の予告期間をおいて事前に消費者に告知すること

(イ) 消費者に対し、債務不履行責任等の一切の不利益を被ることなく貴社との契約から離脱できることなど、不利益の程度に応じた適切な措置を講じること

の2点はなされるべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

11. 本件アプリ規約前文（未成年者に関する記載）について

①申入れの趣旨

(ア) 本件アプリ規約前文の「なお、未成年者は法定代理人の同意を得た上で本サービスを利用するものとし、運営会社は、本サービスが利用されたことをもって法定代理人の同意を得たものとみなします。」という規定を削除し、利用者が未成年者の場合には、法定代理人の同意を得なければニコニコポイントのサービスは提供できないなど民法第5条第1項の注意喚起を促す趣旨の文言に変更することを求めます。

(イ) 利用者が未成年者の場合には、法定代理人の同意の有無の確認を求める措置を講じることが求めます。

②申入れの理由

(ア) 本件アプリ規約前文には、未成年者が「ニコニコアプリ」のサービス利用したことをもって、法定代理人の同意を得たものとみなす旨の規定がありますが、この規定を文字どおり解釈すれば、民法第5条によって保障されている未成年者の法律行為の取消権を否定するように読めることから、消費者が誤解して取消権の行使を断念しかねない危険があります。

この点で、本件アプリ規約前文は、消費者の権利義務についての必要な情報を提供できているとはいえません。

また、本件アプリ規約前文は、民法第5条で保障されている未成年者の取消権の行使を制限していると解釈せざるを得ず、この点で、消費者に本来認められている権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害しており、消費者契約法第10条に該当するものとして無効であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり、本件アプリ規約前文の「なお、未成年者は…」以下を削除することを求めます。

もともと、未成年者が法定代理人の同意を得ることが必要であることを知らずに契約することによって生じるトラブルを避けるために、未成年者にその旨注意喚起を行うことは有用であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(イ) さらに、利用者が未成年者である場合に、法定代理人の同意を得た上での利用であるかどうかについて、利用の際には逐一確認を行うことが、無用なトラブルを回避するために有用であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

以上

(別紙)

ニコニコアプリ利用規約（一部抜粋）

※便宜上、規約の段落ごとに、以下のように項目立てて区分しております。

ニコニコアプリ利用規約（以下、「本利用規約」とします。）は、株式会社ニワンゴ（以下、「運営会社」とします。）が提供するサービス「ニコニコアプリ」（以下、「本サービス」といいます。）について、利用者が本サービスを利用する一切について適用されるものとします。

利用者は、本サービスの利用に先立ち、本利用規約の内容、niconico利用規約その他運営会社が定める規約等、サービス画面上で表示される各種の説明表示、各種アプリケーションの提供会社（以下、「コンテンツプロバイダー」といいます。）が提供するアプリケーション等に表示される各種の説明表示の全てを確認し、これらに同意の上で本サービスを利用するものとします。

なお、未成年者は法定代理人の同意を得た上で本サービスを利用するものとし、運営会社は、本サービスが利用されたことをもって法定代理人の同意を得たものとみなします。

第2条 コンテンツプロバイダーについて

(1) 本サービスで提供される各種アプリケーション等は、各コンテンツプロバイダーが独自に開発、提供、運営しているものです。アプリケーション等の利用条件、動作環境などは、当該アプリケーション毎にコンテンツプロバイダーが定める利用規約、プライバシーポリシーその他の定めをご確認下さい。アプリケーション等は、コンテンツプロバイダーの責任で提供、運営されているものであり、運営会社は一切の責任を負わず、何らの保証を行いません。利用者は、アプリケーション等を利用する場合には、自身の責任において利用するものとし、アプリケーション等に関する問い合わせ、コンテンツプロバイダーに提供した情報等に関する問い合わせは、直接各コンテンツプロバイダーに対して行うものとします。

第4条 禁止事項

利用者による本サービスの利用に際して、以下の行為を禁止します。

- ・・・・(省略)・・・
- ・「niconico」又は本サービスの運営を妨害する行為、運営会社が不適切であると判断する行為
　　・・・・(省略)・・・
- ・公序良俗、一般常識に反する行為
- ・その他上記に準じる行為

第5条 運営会社の対応

(1) 利用者による禁止事項に該当する行為を確認した場合、運営会社は自己の判断により利用者に対する事前の告知なくアカウント登録の削除、アプリケーション等の利用の中断、停止を含めた対応を行います。

(2) 運営会社が任意の理由に基づき必要と判断した場合、禁止事項に該当することが明確でない場合でも利用者に対する事前の告知なくアカウント登録の削除アプリケーション等の利用の中断、停止を行うことがあり、利用者はこれを承認します。

・・・(省略)・・・

(4) 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、運営会社は当該利用者に対する事前の通知又は催告をすることなく、当該利用者に対する本サービスの提供の一部又は全部を停止、中断できるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

- ・「禁止事項」に該当した場合
- ・「niconico」の利用資格を失った場合
- ・その他運営会社が認めた場合

第6条 サービスの変更等

運営会社は本サービスについて、運営会社の都合により任意の理由で、追加、変更、中断、終了することができます。

第7条 免責事項

(1) 利用者が本サービスを利用する場合、運営会社は本サービスに掲載される全ての情報、アプリケーション等、その他のコンテンツについて、その正確性、合法性、道徳性、最新性、適法性などについて保証することができません。

(2) また、運営会社は、アプリケーション等の利用に際し、利用者アカウントにおいて取得したアイテムその他のデータについて一切保証することができません。

・・・(省略)・・・

(4) 運営会社は、本サービスを利用したこと、又は利用できないことに関して、予見性の有無にかかわらず直接的又は間接的な損害を問わず、一切責任を負わないものとし、利用者は運営会社に対していかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の運営会社に対する法的措置を行わないものとします。

第8条 準拠法・管轄裁判所・言語

本利用規約は日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。本利用規約は、日本語によるものを正本とし、常に日本語のみにより解釈されます。他の言語による翻訳は、利用者の便宜のためにのみ提供されるものに過ぎず、本利用規約の解釈に際して参照されることはありません。

第9条 利用規約の変更

本利用規約は、運営会社の判断により事前の予告なく任意に変更できるものとします。利用者は、変更された時点での内容に同意しているものとみなされ、利用者はこれに同意します。運営会社は本サービスの提供について、事前の予告なく任意の理由で提供するサービスの内容の変更及びサービス提供を中断・停止する場合があります。

(参考)

n i c o n i c o 利用規約 (一部抜粋)

■ニコニコ動画利用規約

第4条 (免責事項)

- (1) 利用者が「ニコニコ動画」を利用する場合、運営会社は「ニコニコ動画」に掲載される情報の正確性、合法性、道徳性、最新性、適切性などについて保証することはできません。
- (2) 運営会社は、「ニコニコ動画」を利用したこと又は利用ができないこと、「ニコニコ動画」からのリンク先を利用したこと又は利用ができないことによって引き起こされた損害について、直接的又は間接的な損害を問わず一切責任を負わないものとします。「ニコニコ動画利用規約」の条項のいずれかに利用者、又は他の利用者が違反した場合も、利用者は運営会社に対しての主張、訴訟その他全ての法的措置から運営会社を免責するものとします。「ニコニコ動画」利用により発生した通信料について利用者に争いが生じた場合も、運営会社は免責されるものとします。